

研究員配置申込書及び誓約書

地方独立行政法人
大阪産業技術研究所
理事長

申込日 令和 年 月 日

別紙申込みの研究にあたり、当社研究員（「以下「受託研究員」という）を貴研究所に配置し従事させたいので以下のとおり申込みます。なお、貴研究所に配置期間中は、「地方独立行政法人大阪産業技術研究所の料金規程」及び別記の「注意事項」を守るとともに、違反した場合は、本人とともに連帯して責任を負い貴研究所にご迷惑をおかけしないことを誓約します。

記

受託研究員
所属 大阪株式会社 技術部※上半身の写真を
貼付してください。

氏名(自署) 城東二郎

申込者

企業名(氏名) 大阪株式会社

代表者氏名 大阪太郎
(署名又は記名押印)

住所(所在地) 大阪市城東区森之宮1-6-50

決裁	総務部長	経理主査	担当者	<input type="checkbox"/> 有機材料 <input type="checkbox"/> 生物・生活材料 <input type="checkbox"/> 電子材料 <input type="checkbox"/> 物質・材料 <input type="checkbox"/> 環境技術	研究部長	担当者	記号

研究員配置に伴う注意事項

1. 研究員配置にかかる使用料のお支払いについて
受託研究の手数料と共に、従事される研究員数につき、所定の研究員使用料をお支払いください。また、このほか研究に特別経費が必要となる場合は、申込者に負担していただきます。
2. 権利の譲渡の禁止について
本研究所で従事する研究員は、その権利を譲渡し又は他人に代理させることはできません。
3. 損害賠償について
従事する研究員が、本研究所の建物、設備その他の物件をき損又は滅失させたときは、これを原状に復し、その損害を賠償してください。また、従事する場所において生じた一切の事故について責任を負わなければなりません。
4. 誓約書について
申込者が自社の研究員を本研究所に配置しようとする時は、従事研究員となるべき者の所属、氏名（自署）を記載し、写真を貼付した誓約書を添えて申込んでください。
5. 申込者の代表者について
申込者の代表者氏名は、本申込書及び誓約書の提出に関して権限と責任を有する者が自署又は記名押印してください。
6. 本研究所職員の指示について
本研究所の装置や施設の使用にあたっては、本研究所職員の指示に従ってください。

【お客様情報の取扱いについて】

申込書に記載されたお客様情報は、大阪府及び大阪市の個人情報保護条例に基づき適正に管理し、申込者への連絡や請求書の発送等、申込みに伴う事務及び下記利用目的に必要な範囲で利用させていただきます。

(お客様情報の利用目的)

- ・お問い合わせの対応など、お客様サポートのための業務
- ・本研究所利用状況調査、アンケート調査などの分析業務
- ・本研究所及び関連団体の催事情報提供などのご案内
- ・その他、本研究所、関連団体並びに大阪府及び大阪市が必要とする業務

なお、本研究所は大阪府及び大阪市によって設立されたものであり、今後の企画立案や情報発信など行政施策の円滑な推進に資するため、下に掲げるお客様の情報について、大阪府及び大阪市と共同利用させていただきます。

- ・企業概要（企業名、所在地、連絡先、業種、資本金、従業員数、ご担当者氏名、役職等）
- ・ご利用サービスの名称（依頼試験分析等）、ご利用年月日